

経済関係新法の制定(2019. 7. 1)について

➤ 目的: 脱石油, 経済多角化、外国資本からの投資促進及び民間部門の役割の拡大

民営化・パートナーシップ庁に係る法(2019年国王勅令第54号)

- ✓ PAPP(民営化及びパートナーシップ庁)の設立
- ✓ 公共部門と民間部門間のパートナーシップを奨励。民営化プロジェクト及びパートナーシッププロジェクト及び公的業務の民間部門への移行のための計画の策定及び入札等の手続き等を実施。
- ✓ 勅令は今後官報に掲載され、同官報の発行後直ちに施行。

民営化法(2019年国王勅令第51号)

- ✓ 原則的に100%外資企業の民営化プロジェクトへの入札の参加が可能。
- ✓ 従業員については、賃金やそれに付随する待遇については民営化以前よりも低くしてはならない。
- ✓ 民営化以前からの従業員については民営化後、5年間は解雇しないことが義務づけられる。
- ✓ PAPPは同法施行後の1年以内に同法施行令を発出し、必要な措置を講じる。

官民パートナーシップ法(2019年国王勅令第52号)

- ✓ 原則的に100%外資企業のパートナーシッププロジェクトへの入札の参加が可能。
- ✓ 所管官庁とプロジェクト会社において期間、資金調達、運営等についてのパートナーシップ契約を締結する。
- ✓ PAPPは同法施行後の1年以内に同法施行令を発出し、必要な措置を講じる。
- ✓ 報道情報では、パートナーシッププロジェクトの対象とされるのはヘルスケア、教育、交通、排水処理など。2020年に実行するためのFS調査を2019年に実施。

外国資本投資法(2019年国王勅令第50号)

- ✓ 商工省内に投資サービスセンターを設立。
- ✓ オマーン国内企業のパートナーを必要としない100%外国資本企業の承認。
- ✓ 外国投資プロジェクトについて国内プロジェクトと同様の権利とインセンティブを付与。
- ✓ 最低資本金の撤廃。投資プロジェクトに対して、関連した土地の長期リース及び用益権等の付与。
- ✓ 投資家の権利保護を明記。
- ✓ 商工省は、同法施行令を6ヶ月以内に発出し必要な措置を講じる(2020年1月2日に官報に掲載予定)。

破産法(2019年国王勅令第53号)

- ✓ 民間企業において債務超過状態から再構築する手続きを規定し、ビジネス環境を促進する法的枠組の創設。
- ✓ 破産状態になる前の企業再生(restructuring)の手続きを規定。
- ✓ 本勅令は今後官報に掲載され、同官報の発行後1年を経過した後に施行。

外国資本投資法における主な改正内容

- ✓ 商工省内に投資サービスセンターを設立（外国投資プロジェクトの承認の行政手続きの合理化、簡素化）。
- ✓ オマーン国内企業のパートナーを必要としない100%外資の承認（※旧法では外資比率は原則として49%以下の要件を撤廃）。
- ✓ 外国投資プロジェクトについて国内プロジェクトと同様の権利とインセンティブを付与。
- ✓ 最低資本金の撤廃（※旧法では15万リアル以上と規定）。
- ✓ 投資プロジェクトに対して、関連した土地の長期リース及び用益権等の付与。
- ✓ 投資家の権利保護を明記（裁判所の判決を除き、事業の差し押さえ等の不可）。
- ✓ 商工省は、同法施行令を6ヶ月以内に発出し必要な措置を講じる。
- ✓ 新法施行日は2020年1月2日の予定。